

連載

知っていますか？ 自治基本条例

No.2

今月号では、「名寄市自治基本条例」が定める「議会の役割と責務」、「議員の役割と責務」について紹介します。

議会の役割・責務(第13条)

政策立案

立法機能の強化に努め、積極的に政策立案を行うよう努める。

機能充実

市長等の行政活動を監視する役割を果たすとともに機能の充実強化に努める。

住民自治

市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させる。

公開・広聴

審議や活動に関する情報を積極的に市民に公開するとともに、広く市民の声を聴く機会を設ける。

責任

市の意思を決定する機関として、総合的視点と展望を持って責任を果たす。



議員の役割・責務 (第14条)

公正・誠実

市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行する。

市民意思の反映

まちづくりに市民の意思を反映する。



政策形成能力の向上

自らの政策形成能力を高めるため、常にまちづくりに関する情報収集と調査研究に努める。

先月号(広報なよろ11月号)「知っていますか?自治基本条例」において誤りがありました。訂正とともに、お詫びいたします。

13ページ2段目「市民の責務」誤 市民意見の提出
正 まちづくりへの相応の負担

条例内容の点検に 参加ください

市民アンケート

無作為に抽出した1000人の市民にアンケートを郵送しています。また、各公共施設や市ホームページにもアンケートの様式を配置していますので、皆さまの意見を積極的に寄せください。
【実施期間】12月19日(金)まで

有識者会議

公募委員などによる有識者会議で、条例の点検を行います。皆さまの積極的な参加をお願いします。
【役割】名寄市自治基本条例の点検

【募集人数】市民10人程度

【応募方法】市民アンケートに同封、または各公共施設に配置している応募様式に記入し、持参、郵送、FAXで応募。または、市ホームページ電子申請で応募ください。

【選考方法】応募多数の場合は、選考のうえ応募者にお知らせします。

申し込み・問い合わせ

企画課企画調整係

(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3308)

FAX 01654③9083